

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年8月9日
【会社名】	株式会社タカラレーベン
【英訳名】	Takara Leben CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 最高経営責任者（CEO）社長執行役員 島田 和一
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 最高財務責任者（CFO）執行役員 総合企画本部長 山本 昌
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社タカラレーベン北関東支店 （埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目4番1号） 株式会社タカラレーベン大阪支社 （大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目2番16号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役兼最高経営責任者（CEO）兼社長執行役員島田和一及び取締役兼最高財務責任者（CFO）兼執行役員総合企画本部長山本昌は、当社の第48期第1四半期（自2019年4月1日 至2019年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

## 2【特記事項】

特記すべき事項はありません。